

# 令和8年度とよた市民後見人養成講座実施要項

- 1 趣 旨 すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して生活できる地域共生社会を目指し、地域における権利擁護を共働で取り組む「市民後見人」を豊田市において養成するため、「とよた市民後見人養成講座」を開催する。なお、市民の幅広い活躍を推進する観点から、基礎課程については市民後見人になることを希望する市民以外も受講可能とする。
- 2 理 念 「本人に寄り添い、心の声に耳を傾けること」を市民後見人の活動理念とし、下記の5つの視点を持つ市民後見人を養成するための講座とする。
  - ①本人の意思を尊重し、利益の擁護ができる
  - ②本人が安心して過ごすことのできる生活を考え、目指すことができる
  - ③本人の生活の変化に気付くことができる
  - ④本人の権利を代行し、人生に寄り添う支援者としての自覚を有する
  - ⑤疑惑や不信を招くことのないよう、公正な支援を行う
- 3 主催等（主催）豊田市、豊田市社会福祉協議会  
（後援）豊田加茂医師会、愛知県弁護士会、愛知県司法書士会、愛知県社会福祉士会  
（協力）名古屋家庭裁判所
- 4 受講者 講座申込時に以下の条件を満たし、市民後見人となることを希望する者、または権利擁護や意思決定支援に関心があり、関連する知識の習得を希望する者
  - ①社会福祉活動に理解と熱意があり、他の関係機関と共同し後見活動が支障なく行えること
  - ②原則豊田市に在住または在勤であること
  - ③満25歳以上であること
  - ④講座の全日程に参加が可能であること
- 5 受講料 無料
- 6 カリキュラムの内容
  - 基礎課程：令和8年7月18日（土）～10月17日（土）全7日間 ※裏面参照  
目 的：権利擁護や意思決定支援に必要な知識や視点を身につける。  
内 容：権利擁護の基礎知識、本人の理解など
  - 実務課程：令和8年10月31日（土）～12月19日（土）全6日間 ※裏面参照  
目 的：とよた市民後見人として地域をどう支えるかを考え、後見業務の理解や市民後見人として活躍するための不安や疑問の解消を図る。  
内 容：後見業務の実際（後見人等が行う手続き等）、グループワークなど
  - 登録面接（令和9年1月予定）
- 7 バンク登録及び修了について  
基礎課程、実務課程の全課程を受講した者を、修了者とみなす。基礎課程と実務課程の受講の時期は、1年を限度に猶予を認めるものとする。  
修了者のうち、基礎課程における参加状況や理解度、グループワークでの協調性、面接の様子から市・センター・市民後見人育成部会の3者が総合的に判断し、以下の要件を満たしており、かつ登録を希望する者を、とよた市民後見人バンクに登録する。
  - ①とよた市民後見人として求められる「姿勢」
  - ②後見人活動を行うための一定程度の「能力」
- 8 とよた権利擁護支援推進シンポジウム・とよた市民後見人養成講座事前説明会
  - 日時：令和8年5月23日（土）午後1時30分～午後4時30分
  - 場所：豊田市福祉センター ホール（予定）
  - 定員：500名・市民向けシンポジウムおよび、とよた市民後見人養成講座の概要説明を行う。  
・受講希望者は「とよた市民後見人養成講座受講申込書」を記入し、令和7年7月12日（土）までにセンターへ持参・郵送・FAXにて提出。

## 令和8年度とよた市民後見人養成講座 カリキュラム

### 【とよた権利擁護支援推進シンポジウム・とよた市民後見人養成講座事前説明会】

(令和8年5月23日) 13:30~17:00

講座	月	日	時間	科目	講師
事前説明会 ホール	5	23 (土)	13:30~13:40【10】	開会	豊田市福祉部
			13:40~16:30【190】 ※途中10分休憩あり	とよた権利擁護支援推進シンポジウム・とよた市民後見人養成講座事前説明会  テーマ 「わたしの思い」を地域でつなぐ ～「思い」からつながるまち・豊田～	家庭裁判所岡崎支部 裁判官 豊田加茂医師会 会長 加藤 真二氏 日本弁護士連合会 高齢者・障がい者権利支援センター 事務局長 福島 健太氏 NPO 法人やどかりプラス(鹿児島市) 寺尾 真次氏、野口氏 NPO 法人地域福祉支援センター ちいさな手(北海道新得町) 清野 光彦氏 市民後見人/意思決定フォロワー 野々上 幸子氏 豊田市 よりそい支援課 豊田市社会福祉協議会
			16:30~17:00【30】	豊田市における市民後見人の養成・共働について とよた市民後見人養成講座について(本・市)	豊田市よりそい支援課職員 豊田市成年後見支援センター職員

### 【基礎課程】(令和8年7月18日~10月17日) 13:00~16:30

(本:本人の意思と利益の尊重、市:市民としての生活の実現、生:生活等への変化の気づき、後:後見人としての自覚、公:公正な支援)

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目 42-44会議室	7	18 (土)	13:00~13:10【10】	開講式	豊田市社会福祉協議会 会長
			13:10~13:40【30】	オリエンテーション ①豊田市の市民後見活動の理念(本・市)	豊田市成年後見支援センター職員 豊田市よりそい支援課職員
			13:40~14:40【60】	②権利擁護と成年後見制度(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 弁護士 松山 剛久氏
			14:50~16:20【90】	③本人の理解(認知症)(市・生)	認知症初期集中支援チーム チーム医 富田 稔氏
2日目 42-44会議室	8	1 (土)	13:00~14:30【90】	④高齢者支援(本・生) ※事例検討含む	基幹包括支援センター職員
			14:40~16:10【90】	⑤障がい者総合支援法と本人の理解(知的障がい)(市・生)	社会福祉法人 無門福祉会 常務理事 阪田 征彦氏
3日目 42-44会議室	8	29 (土)	13:00~14:30【90】	⑥本人の理解(精神障がい)(市・生)	医療法人豊和会 南豊田病院 PSW 成瀬 智氏
			14:40~16:10【90】	⑦医療機関と公的医療保険制度(後・公)	JA 愛知厚生連 豊田厚生病院 MSW 杉村 龍也氏
4日目 43-45会議室	9	5 (土)	13:00~15:00【120】	⑧意思決定支援と在宅医療(本・後)	一般社団法人 豊田加茂医師会 加藤 真二氏
			15:10~16:10【60】	⑨介護保険制度(市・生)	社会福祉士 水谷 英次氏
5日目 42-44会議室	9	19 (土)	13:00~16:00【180】	⑩市民による意思決定支援の活動の実際(後・公)	とよた市民後見人 とよた意思決定フォロワー
6日目 42-44会議室	10	3 (土)	13:00~14:30【90】	⑪法律知識の基礎(民法)(後・公)	弁護士 浅井 悠一朗氏
			14:40~16:10【90】	⑫対人支援の方法(生・後)	日本福祉大学中央福祉専門学校 校長 長岩 嘉文氏
7日目 42-44会議室	10	17 (土)	13:00~14:30【90】	⑬本人を支える権利擁護支援の仕組み(後・公)	司法書士 前田 裕之氏
			14:40~15:40【60】	豊田市社会福祉協議会の取組(後・公)	豊田市社会福祉協議会職員
			15:40~16:00【20】	実務課程の説明	豊田市成年後見支援センター職員

### 【実務課程】(令和8年10月31日~12月19日) 13:00~16:30

講座	月	日	時間	科目	講師
1日目 42-44会議室	10	31 (土)	13:00~13:30【30】	⑭豊田市役所 福祉部の話(生・公)	豊田市よりそい支援課職員
			13:30~16:00【150】	⑮グループワーク・発表(後・公) 「後見人等の役割を考えよう①」	トヨタ自動車株式会社 トヨタ記念病院 MSW 河合 由美氏
2日目 42-44会議室	11	7 (土)	13:00~16:00【180】	⑯グループワーク・発表(本・後) 「後見人等の役割を考えよう②」	同上
3日目 42-44会議室	11	21 (土)	13:00~16:00【180】	⑰とよた市民後見人の実務1(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 司法書士 川上 明子氏 社会福祉士 高橋 邦代氏 豊田市成年後見支援センター職員
4日目 42-44会議室	12	5 (土)	13:00~16:00【180】	⑱とよた市民後見人の実務2(後・公)	同上
5日目 44-46会議室	12	10 (木)	14:00~15:00【60】	⑲家庭裁判所の役割(後・公)	名古屋家庭裁判所 岡崎支部
6日目 42-44会議室	12	19 (土)	13:00~16:00【180】	⑳とよた市民後見人の実務まとめ(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 豊田市成年後見支援センター職員
			16:00~16:20【20】	修了式	豊田市社会福祉協議会 会長

\* 終了は16:30(実務課程5日目は15:30)。30分間は休憩や講座終了後の振り返りのグループワーク等に充てる。

